

【別表】

1. 利用料金

下表は、2015年4月1日現在の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用料金です。利用料につきましては変更することがありますが、変更の際には、『介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）サンフレンズ善福寺短期入所生活介護（ショートステイ）利用契約書』第9条第1項のとおり、1か月以上前に文書により連絡します。

（１）基本利用料（端数処理の為、多少金額が変動します。）

	説 明		
介護保険利用者 負担額	要介護度	施設サービス費	日 額
	要支援1	508単位	563円
	要支援2	631単位	700円
	要介護1	677単位	751円
	要介護2	743単位	824円
	要介護3	814単位	903円
	要介護4	880単位	976円
	要介護5	946単位	1,050円

□送迎加算	204 円／日	利用者の状態や家族の事情からみて送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅とサンフレンズ善福寺との間の送迎を行なう場合は、片道につき184単位の加算があります。
□サービス提供体制強化加算 (I)イ	20 円／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合は、1日につき18単位の加算があります。
□療養食加算	26 円／日	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合は、1日につき23単位の加算があります。
□認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	222 円／日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行なった場合は、1日につき200単位(7日を限度)の加算があります。
□緊急短期入所 受入加算	100 円／日	別に厚生労働大臣が定める者※に対し、居宅サービス計画において、計画的に行なうこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行なった場合は、緊急短期入所受入加算として、サービスを行った日から起算して7日(利用者の日常生活介護を行う家族の疾病等やむを得ない場合は14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。 ※利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受ける事が必要と認めた者。
□若年性認知症 利用者受入加算	133 円／日	若年性認知症利用者に対し指定短期入所生活介護を行なった場合には、1日につき120単位の加算があります。
□在宅中重度者 受入加算	471 円／日	サンフレンズ善福寺において、利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき425単位の加算があります。

⑧介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数に 5.9% を乗じた単位数	平成26年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる措置を講じた場合に所定単位数(基本サービス費+各種加算の総単位数)に5.9%を乗じた単位数で算定した加算があります。
-----------------	------------------------	--

※利用中、要介護・要支援認定の申請もしくは更新の申請において、自立と認定された場合は、介護保険適用外となるため、全額自己負担となります。

※給付限度額を超えての利用は、全額自己負担となります。

※連続して30日を越えて短期入所サービスを利用した場合は、30日以降の利用料は全額自己負担となります。

食費	1,500円/日	食費は介護保険の対象外となり、全額自己負担です。食事（朝食 420 円・昼食 540 円・おやつ 100 円・夕食 440 円）に関する自己負担分です。 注 1）参照
----	----------	--

注 1）ただし、補足給付（差額給付）を受ける利用者は、次の負担限度額の負担となります。

所得段階	負担限度額	補足給付	合計
第 1 段階（生活保護を受給）	300 円	1,080 円	1,380 円
第 2 段階（年金 80 万円以下）	390 円	990 円	1,380 円
第 3 段階（年金 80 万円超 266 万円以下）	650 円	730 円	1,380 円
第 4 段階（年金 266 万円超）	1,500 円	0 円	1,500 円
居住費	1,970 円/日	国の定めた基準費用額を負担していただきます 注 2）参照	

注 2）ただし、補足給付（差額給付）を受ける利用者は、次の負担限度額の負担となります。

所得段階	負担限度額	補足給付	合計
第 1 段階（生活保護を受給）	820 円	1,150 円	1,970 円
第 2 段階（年金 80 万円以下）	820 円	1,150 円	1,970 円
第 3 段階（年金 80 万円超 266 万円以下）	1,310 円	660 円	1,970 円
第 4 段階（年金 266 万円超）	1,970 円	0 円	1,970 円

（2）その他の料金

名称	金額	説明
行事・レクリエーション参加費	実費相当額	・クラブ活動、忘年会、全員参加ではない選択的な行事については、実費相当額を行事参加費として負担していただきます。 ・車両を使用して 10 km を超過した外出プログラムの参加についても、同じく実費をご負担いただきます。
行事食費	実費相当額	・元旦や敬老の日等に提供する行事食では、通常の食材料費を超える食材を用いることがあります。この場合、通常の食材料費を超える差額について、その実費相当額を行事食費として負担していただきます。

金銭管理サービス利用料	40円/日	・法人が定める『特別養護老人ホーム預り金等取扱規程』に基づき、利用者や家族等の管理が困難な方に対し、現金、預・貯金の通帳、有価証券・不動産の権利證等の重要書類、実印の管理の他、サンフレンズ善福寺の利用料等の支払いの代行を有料で行います。
移送サービス利用料	2km未満 360円 2km以降、 288mごとに 45円追加、 (片道料金)	・福祉有償運送事業の規程に基づき、施設車両を使ってご利用者の都合による外出については、その運転および乗車・降車時の介助を有料で行います。 ・利用にあたっては事前に登録（無料）が必要です。
理髪・美容サービス利用料	実費	・月2回、理髪・美容サービスを実施しています。ご希望により、有料で受けることができます。
医療費	医療保険による自己負担	・医療にかかった場合は、医療保険による自己負担をしていただきます。
写真	(L判) 40円/枚 (2L判) 100円/枚 (A4判) 200円/枚	・写真プリントの実費相当額です。
コピー代	(A4、A3) (白黒) 15円/枚 (カラー) 50円/枚	・コピー実費相当額です。
物品処分費	実費	・処分発生時に料金を頂きます。
電気代 (重要事項説明書附則参照)	実費	・個別に使用される電化製品(テレビ、加湿器、暖房器具など)については、消費電力に応じて料金を頂きます。(電気代単価の変動により料金を変更することがあります。)

＊その他個別に希望された物品、専用で使用する物品等については、入居者の全額負担とします。

例) 衣類、タオル類、衛生用品(歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤・ティッシュペーパー・剃刀・シェーブクリームなど)、介護用品(ポータブルトイレ・車椅子・円座・歩行器・杖・エアマットなど施設が提供するもの以外を望む場合)、施設の洗濯機では対応が不可能なものの洗濯(カーテン・おしゃれ着など)

(3) キャンセル料

『介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)サンフレンズ善福寺短期入所生活介護(ショートステイ)利用契約書』第8条第2項に基づくキャンセル料は、以下のとおりです。

利用前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料		
前日午後5時以降から当日	基本料1日あたりの料金	要支援1	5,638円
		要支援2	7,004円
		要介護1	7,514円
		要介護2	8,247円
		要介護3	9,035円
		要介護4	9,768円
		要介護5	10,500円

(4) 軽減制度等

介護保険利用者負担額については、特定入所者介護サービス費（負担限度額による補足給付）・当法人による生計困難者に対する利用者負担軽減事業・高額介護サービス費の軽減制度があります。詳しくは生活相談員にご相談ください。

2. 支払い方法

利用月ごとに月末締めで請求書と振込み用紙をお送りします。支払期日は利用月翌月末日です。近隣の郵便局でお支払いください。ただし、支払期日が土・日曜日祝祭日にあたる場合は、その翌日になります。

サンフレンズ善福寺重要事項説明書附則

① 電化製品の個別使用に伴う電気代（単価 1 kwh あたり 24 円を基準として算出）

・居室に設置した個人用テレビ

15型テレビ（定格消費電力 約41w）を、1日あたり5時間使用するとして

$41\text{w} \times 5\text{時間} \times 30\text{日} \div 6.2\text{kw}$

$6.2\text{kw} \times 24\text{円} \div 30\text{日} \div 5\text{円}$

※よって、1日あたり5円と設定する。

・居室に設置した個人用冷蔵庫

容量 45ℓクラスの冷蔵庫（年間消費電力 180kwh）を使用するとして

$180\text{kwh} \times 24\text{円} \div 365\text{日} \div 12\text{円}$

※よって、1日あたり12円と設定する。

◇その他の電化製品についても、上記の算出方法に準じて料金を算出する。

◇入所時および退所時については、日割り計算で料金を請求する。

◇1ヶ月継続で在籍している場合は、外泊や入院に関わらず1ヶ月分の料金を請求する。

◇電気代単価に応じて料金を変更する。